



NPO法人

食科協ニュースレター 第197号

目 次

【食科協の活動状況】 2019年11月～12月の主な活動(先月報告以降)	2
【行政情報】	2-3
1 令和元年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施について	
2 食品表示の適正化に向けた取組について	
3 令和元年度食品衛生法等の表示に係る夏期一斉取締り結果について	
森田邦雄	
【食品安全委員会提供情報】	4-8
2019年11月19日第764回から2019年12月17日第767回までの開催分	

※各リンク先に飛べない場合はURL をコピーペーストして下さい。

令和 元年 12月 18日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2階 TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-Mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【食科協の活動状況】

1. 2019年11月～2019年12月の主な活動

- 11月15日 かわら版220号を発行。
- 11月15日 ニュースレター196号発行。
- 11月22日 かわら版221号を発行。
- 11月26日 2019年度第7回常任理事会開催。
- 11月29日 かわら版222号を発行。
- 12月 6日 かわら版223号を発行。
- 12月13日 かわら版224号を発行。
- 12月18日 ニュースレター197号発行。

【行政情報】

1 令和元年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りの実施について

11月14日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施するもので、特に食品表示基準に定める表示事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第5条第1項に定める事項に係るものに限る。）が遵守されるよう監視指導をお願いするとしている。

なお、実施時期は令和元年12月1日から同月31日まで。

また、関係者に下記事項について周知を図ることとしている（主なもの）。

（1）新基準への移行について

食品表示基準附則第4条に規定する経過措置により旧基準に基づく表示が認められる猶予期限が、令和2年3月31日までであること。

（2）アレルギーを含む食品として特定原材料に準ずるものへの「アーモンド」の追加について。

（3）「ゲノム編集技術応用食品でない」旨の表示については、表示に係る適切な管理体制を有しない食品関連事業者が安易に行うことは望ましくないこと。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_191125_0003.pdf

2 食品表示の適正化に向けた取組について

11月25日、消費者庁表示対策課食品表示対策室は標記について公表した。その主な内容は次の通り。

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき取組を実施することとした

国及び都道府県等においては、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところ、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施する。

(1) 実施時期：令和元年 12 月 1 日から同月 31 日まで

(2) 主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

(3) 個人売買における要冷蔵食品の常温配送に係る注意喚起について

昨今、フリーマーケットアプリケーションサービスやオークションアプリケーションサービスを利用する一部の者の個人売買において、「冷蔵配送では匿名配送ができない。」、「冷蔵配送では配送料が高額になる。」といった安全性への配慮のない、安易な理由により要冷蔵食品を常温配送する事例が散見されていることを踏まえ、食中毒発生防止の観点から別添 2 の啓発パンフレット等を活用し、一般消費者への注意喚起を図る。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_191125_0003.pdf

3 令和元年度食品衛生法等の表示に係る夏期一斉取締り結果について

11 月 25 日、消費者庁は標記結果を公表した。その主な内容は次の通り。

地方公共団体（都道府県、保健所設置市及び特別区の保健部局）による、食品等の表示に係る令和元年度夏期一斉取締りの指導件数等は以下のとおり。

- 食品表示法の措置概要（件数）
命令 0、指示 0、命令及び指示以外の措置 1,941
- 営業施設への監視指導施設数 356,205
- 表示違反が確認された施設数
食品表示法に基づく衛生事項 1,108、保健事項 157、品質事項 522
健康増進法第 31 条第 1 項 175
- 収去した食品等の検体数、違反件数等
収去検体数 15,658、違反検体数 320
違反の主なもの、アレルゲン 37、期限表示 21、保存方法 18、製造者加工者 65、
添加物 59、栄養成分 49、品質事項 16
表示違反に対する措置、命令及び指示以外の措置 210
- 営業施設別表示基準違反発見施設数のうち主なもの
飲食店営業 224、魚介類販売業 187、菓子製造業 137、食肉販売業 93、そうざい
製造業 50

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_191125_0002.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_information_191125_0001.pdf

【食品安全委員会提供情報】

本欄は食品安全委員会の会議開催実績(第764回：11月19日開催から第766回：12月3日開催分)の委員会議事概要をほぼそのまま参考にして記載させて頂いていますが、正確には食品安全委員会HP (https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html) の当該箇所でご確認ください(かわら版にもリンクがあります)。

*第764回食品安全委員会(2019(令和元)年11月19日)

主な議事事項及び審議結果から

出席者:佐藤委員長ほか 5名出席

議事概要

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「フランス及びノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 動物用医薬品「チルジピロシン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 動物用医薬品「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射液)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「チルジピロシンの許容一日摂取量(ADI)を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」

「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射液)が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「SCM2034株を利用して生産されたシアノコバラミン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「K12 KCCM11252P株およびK12 KCCM11340P株を利用して生産されたL-メチオニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『LG-108株を利用して生産されたL-ロイシン』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断

し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

「『SCM2034 株を利用して生産されたシアノコバラミン』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断し、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

「『K12 KCCM11252P 株およびK12 KCCM11340P 株を利用して生産されたL-メチオニン』については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全性の問題はないものと判断し、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(3) 令和2年度食品安全モニター募集について

→事務局から説明。

令和2年度の食品安全モニターの募集手続を開始することとなった。

*第765回食品安全委員会（2019（令和元）年11月26日）

主な議事事項及び審議結果から

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

議事概要

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタ MON88701 × MON88913 系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 動物用医薬品「ナナフロシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「ナナフロシンの許容一日摂取量(ADI)を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「豚コレラマーカーワクチンを接種した豚に由来する食品の安全性」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、本製剤を接種した豚に由来する食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

*第766回食品安全委員会（2019（令和元）年12月3日）

主な議事事項及び審議結果から

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- 器具・容器包装1案件

食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定められた器具・容器包装に係る規格基準を改正することについて

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

食品、添加物等の規格基準（以下「規格基準告示」という。）の改正については、『食品衛生法第18条第3項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に係る規格基準を改正すること。』であり、「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格を規格基準告示において新たに設定するに当たり、必要な規定の整備等を行うものである。

現行よりも規制は強化されることになるため、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられるため、改正後の規格基準が遵守される限りにおいて、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられる。

また、この改正に伴う規格基準告示の一部規定の削除は、法令上の整理を行うものであり、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられるため、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられる。

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）の改正については、『乳及び乳製品の器具又は容器包装等に係る規格基準の規格基準告示への一元化に伴い、「乳及び乳製品の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格基準を改正すること。』である。

改正事項のうち、「乳等省令における一部規定の削除」並びに規格基準告示に乳等省令の記載内容を一部修正のうえ記載するもののうち、

「①容器包装等の規格基準の法令上の整理」については、法令上の規定の整理を行うものであり、管理措置が適正に実施される場合にあっては、人の健康に影響を及ぼすものではないと考えられること、

「②容器包装等の規格基準の見直し（規格値の変更を伴わないもの）」については、試験の操作性の改善及び分析精度の向上等を目的とした試験法の変更等に係る規格基準の改正を行うものであり、規格値そのものの変更を伴うものではないこと、

から、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられる。

また、「③容器包装等の規格基準の見直し（4項目）」については、それぞれ、大臣承認制度の廃止による規格基準告示に定める方法への一本化、試験内容の追加、試験における有効数字の変更及び試験方法に係る規定の整備等を行うものであり、いずれについても、現行の規定と比較して同等以上の衛生水準が確保されると考えられることから、これらについては、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- 遺伝子組換え食品等2品目
CF307株を利用して生産されたキシラナーゼ
JPBL006株を利用して生産されたキシラナーゼ
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- 「イマザピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- 「ピキサフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- 「ベンズピリモキササン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- 農薬「トルピラレート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「トルピラレートの許容一日摂取量(ADI)を0.0076 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を0.1 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

*第767回食品安全委員会(2019(令和元)年12月17日)

主な議事事項及び審議結果から

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- 動物用医薬品1品目

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症・牛ヒストフィルス・ソムニ(ヘモフィルス・ソムナス)感染症混合(アジュバント加)ワクチン(“京都微研,キャトルウィン-5Hs)
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件について、今回意見を求められたワクチンの再評価は、ワクチンとしての有効性に関するものであり、ヒトの健康に与える影響の程度については、製造販売の承認に係る食品健康影響評価要請に対して平成25年8月19日付けで回答したのから変更はないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると考えられる。

との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)に通知することとなった。

- 飼料添加物1品目

ムラミダーゼ

(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件について、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

- 遺伝子組換え食品等2品目

JPA0004 株を利用して生産されたキシラナーゼ

JPA0005 株を利用して生産されたキシラナーゼ

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

【ごあいさつ】

本年最後のニュースレターです。

今年は皆様にとってどのような年だったでしょうか。

皆様の来年のご活躍を祈念いたします。

気候の定まらない、今日このころ、ご自愛くださいませ。



以上